

網走家畜衛生情報



令和3年度（2021年度） 第7号（12月）

北海道網走家畜保健衛生所

今シーズンも高病原性鳥インフルエンザが発生：1	生乳への抗菌性物質の残留事故にご注意！	} 9
豚熱（CSF）の国内発生及び侵入防止について：2	令和3年度熱射病・日射病発生状況・・・	
アフリカ豚熱の侵入防止策の強化について・・・3	家畜保健衛生総合検討会が開催されました	} 10
牛ヨーネ病が増加しています！・・・・・・4	オホーツク管内の皆様のおかげです	
家畜伝染病予防法施行規則等の改正について：5-6	牛のサルモネラ症発生状況と対策について・・・	11
令和3年度家畜伝染病予防事業進捗状況・・・7	牛の呼吸器病対策について・・・・・・	12
令和3年次監視伝染病発生状況・・・・・・8	BSE 検査室から・・・・・・	13

今シーズンも高病原性鳥インフルエンザが発生！！

令和3年12月12日現在、9例の高病原性鳥インフルエンザが発生しています

	発生日	発生場所		品種	羽数	血清型
1例目	11月10日	秋田県	横手市	採卵鶏	14.3万	H5N8
2例目	11月13日	鹿児島県	出水市	採卵鶏	3.9万	H5N1
3例目	11月15日	鹿児島県	出水市	採卵鶏	9,200	H5N8
4例目	11月17日	兵庫県	姫路市	採卵鶏	15.5万	H5N1
5例目	12月3日	熊本県	南関町	肉用鶏	6.7万	H5N1
6例目	12月5日	千葉県	市川市	あひる	340	H5N1
7例目	12月7日	埼玉県	美里町	採卵鶏	1.7万	H5N1
8例目	12月7日	広島県	福山市	採卵鶏	3万	H5N1
9例目	12月12日	青森県	三戸町	肉用鶏	7,000	調査中

「自分の農場だけは大丈夫！」と油断せず、 ウイルスの侵入を防ぐため、以下の点について入念な**点検・確認**をお願いします。

1. 消石灰散布：家きん舎周辺に消石灰を散布
出入り口は特に念入りに！
2. 野生鳥獣対策：防鳥ネット設置、壁の隙間補修等
3. 専用作業着・長靴着用！
4. 手指の消毒も忘れずに！
5. 農場に出入りする車両は、外部だけでなく
内部（マット・ペダル・ハンドル等）も消毒！

ウイルス侵入、絶対許さない！！

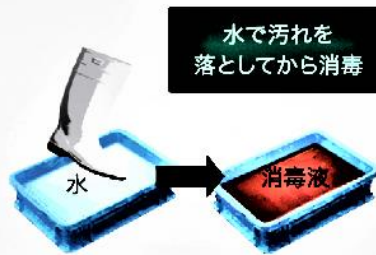
豚熱（CSF）の国内発生及び侵入防止について

令和3年（2021年）12月12日、ワクチン接種県である宮城県の養豚場でCSFの発生があり、平成30年（2018年）9月の発生からこれまでに、16県75事例の発生が確認され、合計約27万頭が殺処分されています。野生イノシシからのCSF陽性事例は、25都府県で確認されており、ワクチン接種推奨地域は36都府県が指定されています。ワクチン接種農場の豚及び精液等は接種区域外に持ち出すことが制限されていますので、豚又は豚の精液を道外から道内へ移入される方は、ワクチン接種区域外で飼養又は生産されたものかの確認を徹底するようお願いいたします。

衛生管理を徹底しましょう！



関係者以外の農場への立入を禁止

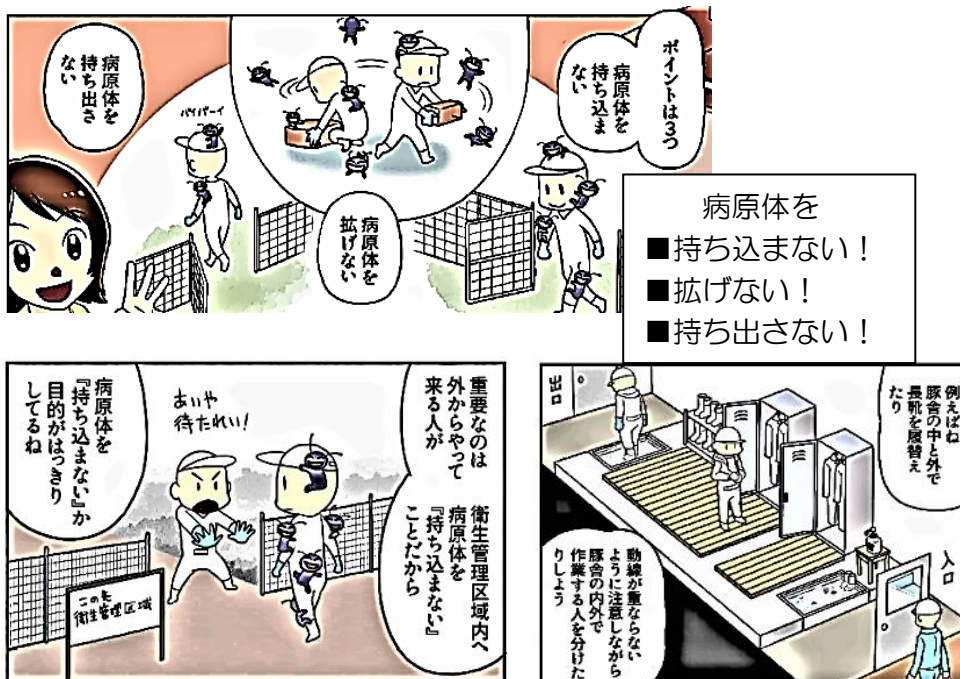


農場（畜舎）に出入りする際には、消毒を実施



飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

海空港における水際防疫の強化や野生イノシシの捕獲強化等、国や自治体等によるCSF防疫対策が推進されていますが、CSF防疫対策で最も重要なのは、農場にウイルスを侵入させないことです。飼養衛生管理基準のガイドブック等を用いて、人・もの・野生動物による農場へのウイルス侵入防止対策を再度確認いただき、日ごろの飼養衛生管理の徹底と監視の強化について、御協力をお願いいたします。



アフリカ豚熱の侵入防止策の強化について

日本は、アフリカ豚熱（ASF）の清浄国ですが、海外からの侵入リスクが高まっていることから、侵入防止対策が強化され、2019年4月22日から畜産物の違法な持込みに対する対応が厳格化されました。また、2020年7月1からは、家畜伝染病予防法が改正され、罰金の引き上げ等が実施されています。違反者には警告書が発出され、悪質性が高い場合には逮捕される事例も発生しています。特に研修生等を受け入れている農場では、輸送物に外国製の肉製品を農場に持込ませない等の指導をお願いします。詳しくは、動物検疫所のHPをご覧ください。

出典：OIE等

ASFの発生状況

2021年9月21日時点

■ = 2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域



アフリカ(30か国・地域)

アンゴラ
ベナン
ブルキナファソ
ブルンジ
カメルーン
カーボヴェルデ
中央アフリカ
チャド
コンゴ民主共和国
コンゴ共和国
コートジボワール
ガーナ
ギニアビサウ
ケニア
マダガスカル
マラウイ
モーリシャス
モザンビーク
ナミビア
ナイジェリア
ルワンダ
セネガル
南アフリカ共和国
タンザニア
トーゴ
ウガンダ
ザンビア
ジンバブエ
マリ
シエラレオネ

アジア(15か国・地域)

中国
モンゴル
ベトナム
カンボジア
香港
北朝鮮
ラオス
ミャンマー
フィリピン
韓国

ヨーロッパ(21か国・地域)

東ティモール
インドネシア
インド
マレーシア
ブータン
アルメニア
アゼルバイジャン
ジョージア
イタリア(サルジニア島に限る)
ロシア
ウクライナ
ベラルーシ
リトアニア
ポーランド
ラトビア

南北アメリカ(2か国・地域)

ドミニカ共和国
ハイチ

オセアニア(1か国・地域)

ババニューギニア

※2021年9月19日に発生した事例

ASF 発生国から持ち込まれた肉製品 98 件からは ASF ウイルス遺伝子が検出され、このうち感染性を有するウイルスが分離された事例もありました（2021年11月29日現在）。日本の近隣諸国では、ASF の発生が継続しており、日本への侵入リスクが依然として高い状況です。引き続き、海外からの侵入の警戒を怠ることなく、本病の発生予防に努めるようお願いいたします。

動物検疫所からの重要なお知らせ

2020年7月1日から

海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化しました。

⚠ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役又は300万円以下の罰金**が科せられます。（ただし、法人に対しては最高5,000万円）



牛ヨーネ病が増加しています！

ヨーネ病は、ヨーネ菌を原因とする腸管感染症です。牛が感染すると、腸で増殖して慢性の頑固な下痢、乳量や繁殖成績の低下、消瘦を引き起こして死亡します。多くは成牛になってから、分娩や高泌乳期のストレスにより発症します。現在、有効な治療薬、ワクチンはありません。本病は法定伝染病に指定されており、患畜と決定された場合は速やかに隔離し、殺処分しなければなりません。

1. 発生状況

令和2年は全国で809頭、

- ・うち722頭は北海道内での発生
- ・オホーツクでは14戸39頭の発生がありました。

【令和3年は11月までに10戸62頭が発生しています】

2. 感染経路

■感染した牛の導入、人、車両の移動等により農場内に持ち込まれます。

■農場内では、特に子牛や育成牛が汚染された環境（特に分娩場所や飼槽、水槽）、乳汁（特に初乳）などを口から摂取することにより感染します。また、胎内感染も発症牛で4割、発症していない牛で1割の確率で発生すると言われています。

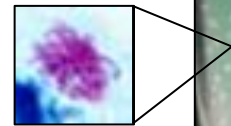
3. ヨーネ病を侵入、まん延させないために

■清掃と消毒

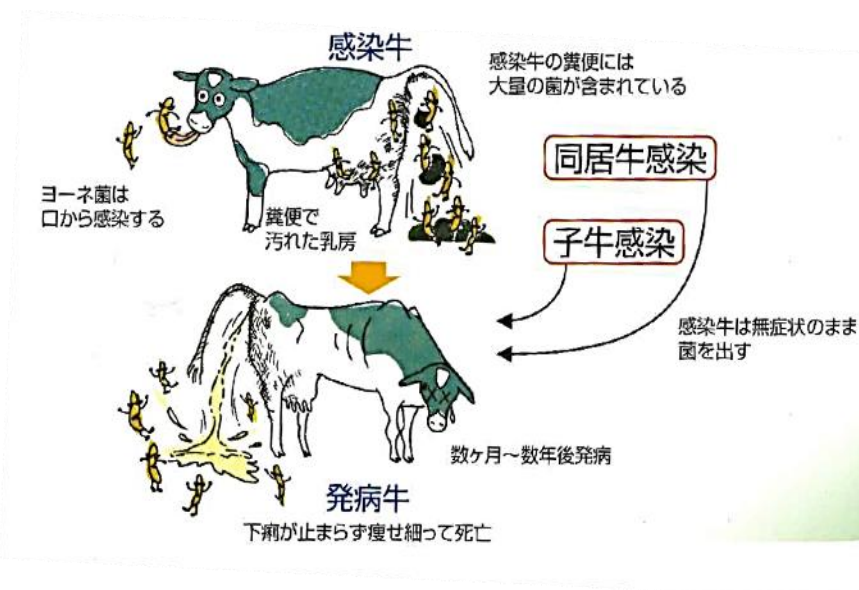
- ・農場及び牛舎出入り口
- ・牛房の床（特に分娩場所）やカーフハッチ、飼槽・水槽
- ・パドックや放牧地の水飲み場等、牛が集まる場所
- ・給餌と糞出しの作業動線が重ならないよう注意（重なる箇所には消石灰散布）。

■その他

- ・牛の体は清潔に保つ（グルーミングによるまん延防止）。
- ・トラクターや重機も定期的に洗浄・消毒を実施。
- ・初乳は加温殺菌（63℃ 30分）するか、代用乳にする。



培養検査で確認されたヨーネ菌（白点）



家畜伝染病予防法施行規則等の改正について

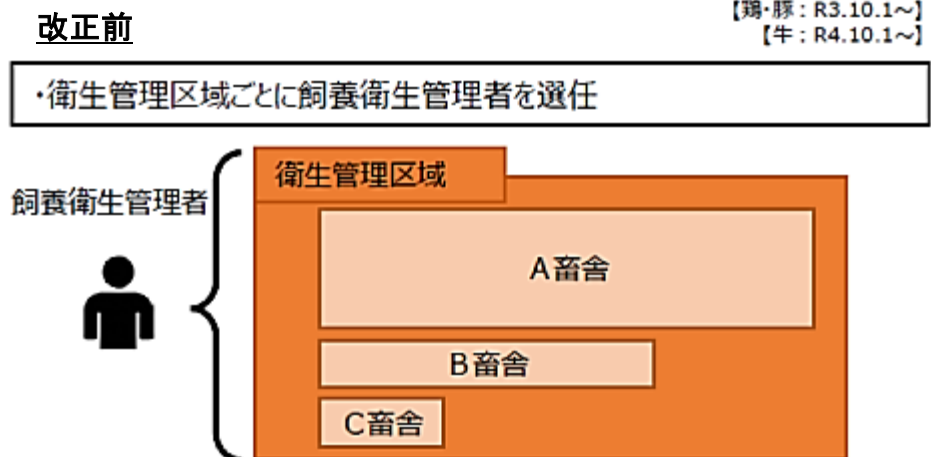
- 1 家畜伝染病予防法施行規則の改正について
家保が農場に行く助言及び指導を行った場合の改善までの猶予期間が「2週間以内」→「1週間以内」に短縮されました。
※ また、家畜伝染病発生時に助言及び指導を介さず緊急的に勧告及び命令を行う場合の改善までの猶予期間が、「2週間以内」→「3日以内」に短縮されました。

2 飼養衛生管理基準の改正について

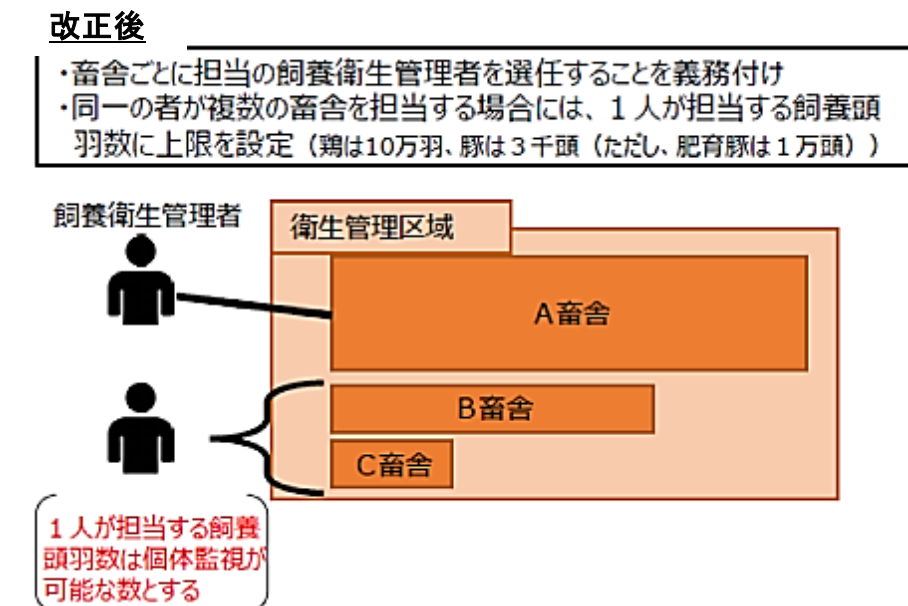
(1) 飼養衛生管理者について

令和3年10月1日付けで飼養衛生管理者の選任方法について改正がありました。改正前は図1のとおり、飼養衛生管理者は衛生管理区域ごとに専任していましたが、改正後は図2のとおり、畜舎ごとに担当の衛生管理者を専任することが義務付けられました。図3のとおり、一人が複数の畜舎を担当する場合は、飼養頭数に上限が設定されました。

【図1】



【図2】



【 図3 】

1名の飼養衛生管理者が複数畜舎の飼養衛生管理者になる場合の、飼養される家畜の頭羽数の範囲

家畜種	月齢	飼養頭羽数
乳用種の雄牛・交雑種以外の牛（肥育・育成を除く）	満24月以上	200頭まで
乳用種の雄牛・交雑種以外の牛（肥育・育成）	満4月以上満24月未満	3,000頭まで
乳用種の雄牛・交雑種（肥育・育成を除く）	満17月以上	200頭まで
乳用種の雄牛・交雑種（肥育・育成）	満4月以上17月未満	3,000頭まで
豚、いのしし	－	3,000頭まで
豚、いのしし（肥育）	満10月未満	1万頭まで
鶏、うずら	－	10万羽まで
あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	－	1万羽まで
めん羊、山羊、鹿	－	3,000頭まで

(2) 農場の事前の発生対応計画の策定について

家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者は、発生に備えた対応計画を想定することが義務付けられました。

※ 北海道では、既に家保において家きん及び豚飼養農場について対応計画を作成しており、作成済みの対応計画について農場と協議を行います。

ア 策定期間

(ア) 採卵鶏 50 万羽以上、肉用鶏 20 万羽以上を飼養する農場

令和3年10月1日から

※ 北海道においては対応済みです。

(イ) 採卵鶏 20 万羽以上、50 万羽未満を飼養する農場

令和4年10月1日から

(ウ) 豚 1 万頭以上を飼養する農場

令和5年4月1日から

イ 対応計画に記載する内容

(ア) 農場概要

(イ) 家畜伝染病（高（低）病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱、口蹄疫）が発生した場合の農場内における作業動線図

(ウ) 家畜伝染病が発生した場合の農場内での防疫作業に必要な人員、等

(3) 埋却地の確保について

埋却地又は焼却施設を確保すること、確保できない場合は都道府県の措置に従うこととなりました。

※ 北海道においては埋却地を確保していただくこととしています。

令和3年度 家畜伝染病予防事業 進捗状況

令和3年(2021年)11月現在の実施状況は、下表のとおりです。

事業名	市町村名(地区)	検査対象	検査戸数	検査頭数	検査結果	検査状況
ヨ一ネ病 検査	斜里町	牛	20戸	1,042頭	全頭陰性	終了
	大空町	牛	1戸	51頭	全頭陰性	終了
	遠軽町	牛	50戸	4,412頭	全頭陰性	終了
	佐呂間町	牛	42戸	2,807頭	全頭陰性	終了
	紋別市 (紋別)	牛	32戸	2,643頭	1戸1頭 陽性	終了
	置戸町	牛	35戸	2,262頭	実施中	実施中
腐蛆病 検査	オホーツク 管内全域	蜜蜂	27戸	3,598群 (細密検査) 1,329群	全群陰性	終了

令和3年(2021年)12月以降の事業計画は次のとおりです。

検査実施にあたっては、関係機関の皆さまの御協力をよろしく申し上げます。

事業名	市町村名(地区)	検査時期
飼養衛生管理基準の遵守状況確認の ための立入検査 (対象:牛、めん羊、山羊、鹿飼養農場)	小清水町	7月終了
	湧別町 (東・芭露)	12月実施中
	北見市	1月、3月予定